

平坂公園に「手洗い・水飲み場」設置の要望についての陳情

陳情の趣旨

公園であれば、公園の大小に関係なく「手洗い・水飲み場」は最低限設置されているものと思っておりましたが、平坂公園には、設置されていません。

最近特に、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、手洗いうがいの重要性が叫ばれています。「手洗い・水飲み場」があれば、それが出来ます。また、猛暑時等には、水分補給も手軽に行う事ができ、熱中症防止にも寄与します。

そこで、平坂公園にも、衛生面、健康面に有効な「手洗い・水飲み場」の設置を強く要望いたします。

2020年5月19日付で、市の【ご意見】に設置要望をメールしたところ、公園管理課から【「隣接する児童図書館の開館時には児童図書館の水道・トイレが利用できる」「飲料水については、周辺に自動販売機がある」ことから、手洗い水飲み場の設置予定はございません】との回答がありました。

公園に「手洗い・水飲み場」を設置すれば、360日、昼夜を問わず、老若男女、散歩中の犬を引き連れた人や、作業服で汚れている人も、誰でも気軽に利用出来ます。児童図書館は利用日時に制限があり、早朝夜間、休館日には利用できません。また、withコロナの時代、誰でも気軽に入館させて頂けるのでしょうか。（児童図書館の【開館時間】9時30分から17時20分まで【休館日】月曜日、第4木曜日、年末年始、図書整理期間）

自動販売機は、有料であり、お金の持ち合わせが無ければ、誰でも気軽には利用できません。

現在、中央公園リニューアル工事が近くで施工中です。差し出がましいことを申し上げますが、平坂公園への「手洗い・水飲み場」設置工事を、この中央公園リニューアル工事に追加していただければ、迅速な施工が可能ではないでしょうか。

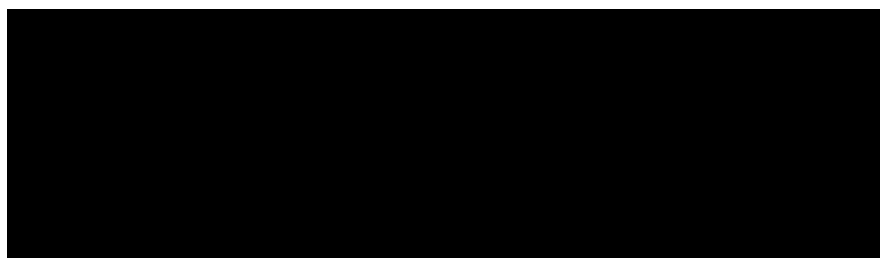
趣旨を汲んでいただき、「手洗い・水飲み場」の設置に前向きなご検討を、よろしくお願い申し上げます。

陳情項目

1. 平坂公園に「手洗い・水飲み場」設置の要望

令和2年8月19日

横須賀市議会議長  
板橋 衛 様



## 陳情事項

「別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書の提出」について

陳情

請願の要旨および理由

### 1. 要旨

地方自治法第99条に基づき「別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書」を内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣、厚生労働大臣に提出して下さい。

### 2. 理由

我が国は、平成24年に民法が改正され、同法第766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と定められており、子の養育費と別居する親子の交流について明記されました。

面会交流は「子どもの心の成長を担うもの」養育費は「子どもの身体の成長を担うもの」であり、車の両輪の関係であります。

しかし現在の様な面会交流の取り決め状況と頻度では、親子の絆を保つ事は非常に困難であり、子どもの親に会いたい気持ちが抑制され、十分な愛情を受け取ることが出来ません。

現状、両親の話し合いだけで離婚が成立できる状況にあり、同法第766条は面会交流の取り決めを義務付けるものではありません。

家庭裁判所においても、離婚調停と面会交流調停は別として申し立てなければならず、離婚と面会交流は分けられています。本来は同法第766条にあるように離婚の話し合いの中で、子どもの利益を優先して決めるべきものであります。

面会交流の取り決め状況は、厚生労働省発表平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告を見ると、母子世帯では24.1%と非常に少ない取り決め状況であります。これは、民法改正前平成23年度の23.4%と大きく変わっておりません。(補足資料①)

取り決めをしない理由は、母子世帯では「相手と関わりたくない」が25.0%と一番多く「相手から身体的、精神的暴力や児童虐待があった」は母子世帯では3.1%であります。(補足資料②、③)

多くの場合、子どもの為の面会交流が親同士の都合で決められてしまう状況であります。

(相手からの暴力、虐待があった場合には、同法第834条親権喪失、同法第834条の2の停止等の適用、あるいは暴力や虐待加害者への更生プログラムを活用することにより、必要な対応が可能なはずです)

面会交流の頻度については、先の資料では面会交流を行った事がないが母子世帯で約半数です。(補足資料④)

裁判所発行の司法統計平成30年の「離婚の調停成立又は調停に代わる審判事件のうち面会交流の取決め有りの件数」を見ると、月1回以下が9割、宿泊なしが9割と大変低頻度のものとなっています。(補足資料⑤)

この月当たりの回数には、具体的根拠も指標もないのが現状であり、法務省発表「受刑者との面会について」の受刑者の月当たりの面会回数以下であります。(補足資料⑥)

海外からは、このような日本の面会交流の現状や共同養育（頻繁で継続的な面会交流であり、両親が親として子の養育に関わり責任を持つもの）等について、子どもの福祉に不十分として強い勧告を受けております。

2019年3月のCRC（国連、子どもの権利委員会）に関する第4、5回国連からの勧告（家庭環境27）（補足資料⑦）

2020年7月のEU議会本会議からの勧告（要請事項である数字の条項、特に1、2、3、15、17項）（補足資料⑧）

国内においても同様に、各党の政策や司法制度調査会の提言はもちろんの事、共同養育支援議員連盟からも深刻な問題として超党派で取り組まれています。(補足資料⑨)

さらに、10年以上も前から多くの当事者が地元市町村に陳情、請願活動を行い、頻繁な面会交流や共同養育が子どもの福祉の最善の手段として、地方議会にご理解いただいております。(補足資料⑩)

近年では、ひとり親の子どもへの虐待や育児放棄、交際している異性或養父母からの虐待で、罪もない子どもが犠牲になる不幸な事件が増えています。

いつ、どこの町でこの様な事が起きるか分かりません。

頻繁な面会交流や共同養育が行われていれば、子どもを多くの眼で見守れ、事件を防げたかもしれません。

3組に1組が離婚してひとり親が増えている時代、深刻な少子化でさらなる子の福祉が重要視される時代、地方自治体でも無視できない問題であります。

以上、現状の別居、離婚後の面会交流の取り決め状況と頻度では、親子関係が希薄になるという大変深刻な状況であり、子どもに多くの不利益が生じ、国内外から問題視されております。

子どもたちの健やかなる心の成長の為にも、数多くの眼で見守る為にも、別居、離婚後の面会交流について具体的な根拠と指標を設け、頻繁で継続的な面会交流の法整備を求める意見書を国に提出して下さい。

令和2年 8月 18 日

横須賀市議会議員

板橋 衛 様

横浜地裁旧庁舎、横浜地検旧庁舎 解体工事の正常化に関する陳情

陳情の趣旨

私 [REDACTED] は、上記解体工事の近隣住民です。令和2年3月末、工事のチラシが配られました。両建物にはアスベストが使われているとあり、私は標識にあった通り、文書で説明を求めました。しかし、法令で定められているアスベスト事前調査が不十分で説明も十分になされなかったため、調査の完遂、その上での説明を求めました。アスベスト除去業者はそれを認め、調査すること、そして完了次第、説明する約束をしました。しかし、5月日、説明も実行されいまま、調査も未完のまま、工事を始められてしまったのです。横須賀市には「横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例」(以下同条例)が施行されており、住民には説明を受ける権利があることを謳っています。同条例第22条には、第9、10、12、15、21、23条に規定する手続きを完了しなければ解体工事に着手することができずとあり、住民説明が済んでいない内の工事着工はこの第22条に違反しています。また行なわれるのはアスベスト除去工事であり、アスベスト繊維を飛散させた場合、健康被害の可能性があり、事は重大だと考えます。

環境管理課には、すぐに、まず調査を求め指導してほしいと訴えましたが、指導は実行されませんでした。5月上旬より建築指導課には、同条例第22条に違反していることを伝え、住民説明を終えていないのに着工させた理由を求めていますが、回答は出されていません。後日、情報公開してもらい、調べると、事業者はお知らせチラシを配った先を、住民説明会参加者として使っておりこれも事実と反します。説明会当日、参加住民の名簿は作られていません。

8月第3週に至っても、事業者によるアスベスト事前調査は未了部分のあるまま、工事が進められています。同条例第20条にある非飛散性(解体時には飛散する)アスベストの飛散防止対策も守られていません。現場前の道路は通学路であり、幼い子ども達への影響、付近隣、周辺住民への影響を大変心配しています。

私たち横須賀市民の代表者である市議会が採択し、発効している同条例に記載された規制は重い意味を有しています。しかし、その条例を執り行なう側に、よって違反されています。私たち住民の権利として強く正常化を求めます。

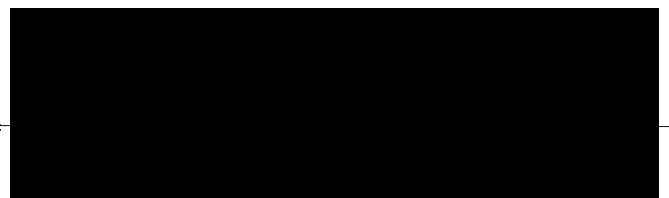
陳情項目

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第22条の実効性を求めます。

令和2年 8月18日

横須賀市議会議長

板橋 衛 様





## 移動困難者の通院対策に関して 障害者福祉施策における令和 3 年度予算についての陳情

### 陳情の趣旨

福祉タクシー券の扶助につきまして、平成 20 年度より透析患者に特段の配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

しかしながら透析患者は週 3 回、年間では 140 回以上もの通院が生きるために必須であり、一方で歩行困難を併発している患者にとっては公共交通機関の利用は難しく、自宅の前から医療施設の前まで車輦による移動が必須となります。

福祉タクシー券は一般のタクシーより割安な「福祉有償運送」が利用できますが、介護保険を利用しても、週 3 回の通院では負担感が高いという声も聞こえます。

高齢化や透析合併症などに伴い、透析以外の病院に通う患者の割合も増えており、市の予算にも限度があるかとは存じますが、特に移動困難な患者に限定して補助を厚くして頂く等、より有効な通院対策をご検討頂きたいようお願い致します。

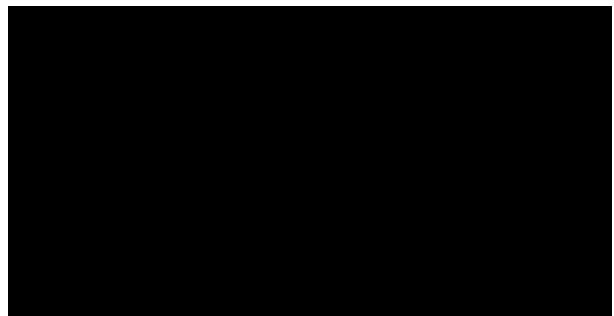
また、歩行困難者、移動困難者の社会参加を促進する意味においても、現状の福祉タクシー券扶助につきましては継続して実施を頂きたいようお願い致します。

### 陳情項目

令和 3 年度予算策定に際して、障害児者・透析者を含む移動困難者に対する通院支援が頂けますよう陳情申し上げます。

令和 2 年 8 月 18 日

横須賀市議会議長  
板橋 衛 様



## 重度障害者の医療費助成に関して 障害者福祉施策における令和 3 年度予算についての陳情

### 陳情の趣旨

神奈川県は平成 20 年に重度障害者医療費助成制度の内容を改変し、障害重複者を除く障害者に①窓口負担（通院 1 回 200 円／入院 1 日 100 円）、②年齢制限（65 歳以上で障害者となった場合は適用除外）、③所得制限（年収 360 万円以上は適用除外）の 3 条件を順次附帯しました。結果として私たち透析患者は在住市町村の同種制度に頼る事となりましたが、本市においても平成 26 年 10 月より年齢制限が設けられています。

昨年度に障害福祉課より頂いた情報によれば、本市で平成 26 年 10 月から平成 31 年 3 月までに 65 歳以上で新たに重度障害となった人は 1,589 人、そのうち透析患者に該当する腎機能 1 級の方は 386 人との事ですが、現在では当該人数も更に増加しているものと思われまます。

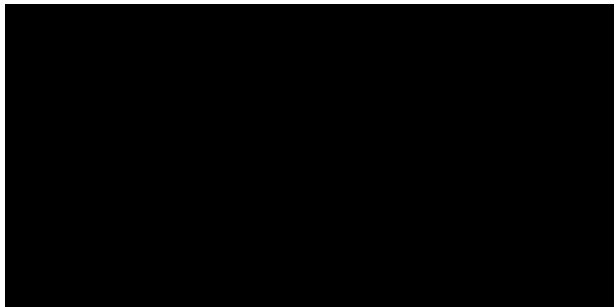
私たちにとって透析治療は生命を繋ぐためになくてはならないものです。医療費の問題は生命に直結します。全ての重度障害者、とりわけ透析患者の経済的負担が軽減され、安心した暮らしができるよう、必要な施策を実施頂くための予算を確保して頂きますようお願い致します。

### 陳情項目

令和 3 年度予算策定に際して、障害者の医療費助成に関して配慮ある施策を実施して頂けますよう陳情申し上げます。

令和 2 年 8 月 18 日

横須賀市議会議長  
板橋 衛 様



水道民営化についての陳情書

陳情の趣旨 水道管の老朽化を以て理由に、日本の命のインフラである水道が  
ズルズと外資に売られています。水道事業は日本の命であり、  
国に守っていただくがなくてはいけないもので、外資に売り渡す  
ものではありません。水道民営化になったことで、他国では水道料  
金が5倍になったと聞きます。民営化になることで、水質の安全も  
懸念されます。引き続き横須賀市では日本の水道を守っていただ  
きますよう 宜しくお願ひ致します。

陳情項目

水道民営化に反対致します。

令和2年 8月 9日

横須賀市議会議長 板橋 様

